

2021年6月25日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

**株式会社 イチケン**

代表取締役社長 長谷川 博之

## 第95回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2021年6月25日開催の当社第95回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

**報告事項** 第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件  
本件は原案どおり承認可決され、2021年6月28日を効力発生日として、利益剰余金から、当社普通株式1株につき90円の割合をもって、総額652,866,300円の金銭による期末剰余金の配当を行うことを決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は原案どおり承認可決され、コーポレートガバナンス体制の一層の充実等を目的とする監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行にともなう定款変更を決定いたしました。  
なお、その具体的内容は末尾記載のとおりであります。

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
本件は原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に長谷川博之、湯ノ口智治、藤田進、武内秀明、伊知地俊人の各氏が再選され、磯野慶治、小谷実弦の両氏があらたに選任され、それぞれ就任いたしました。  
なお、藤田進、武内秀明、伊知地俊人の各氏は社外取締役であります。

**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に湯浅史朗、初瀬貴、井上明子の各氏があらたに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、初瀬貴、井上明子の両氏は社外取締役であります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

本件は原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額270百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と決定いたしました。なお、従来どおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

本件は原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役の報酬額は、年額60百万円以内と決定いたしました。

**第7号議案** 会計監査人選任の件

本件は原案どおり承認可決され、あらたに太陽有限責任監査法人が会計監査人に選任され、就任いたしました。

以上

## 定款変更内容

（下線部分に変更部分であります。）

| 変 更 前   | 変 更 後   |
|---|---|
| 第1章 総 則<br>第1条～第3条 <条文の省略><br>(機 関)<br>第4条<br>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人<br>第5条 <条文の省略> | 第1章 総 則<br>第1条～第3条 <現行通り><br>(機 関)<br>第4条<br>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br><削除><br>(3) 会計監査人<br>第5条 <現行通り> |

| 変 更 前   | 変 更 後   |
|---|---|
| 第2章 株 式   | 第2章 株 式   |
| 第6条～第11条 <条文の省略>  | 第6条～第11条 <現行通り>   |
| 第3章 株主総会  | 第3章 株主総会  |
| 第12条～第18条 <条文の省略>   | 第12条～第18条 <現行通り>  |
| 第4章 取締役および取締役会  | 第4章 取締役および取締役会  |
| (取締役の員数)  | (取締役の員数)  |
| 第19条  | 第19条  |
| 当社の取締役は、9名以内とする。  | 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、9名以内とする。  |
| <新設>  | <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>  |
| (取締役の選任)  | (取締役の選任)  |
| 第20条  | 第20条  |
| 取締役は、株主総会においてこれを選任する。   | 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u>  |
| 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。   |
| 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。  | 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。  |
| (取締役の任期)  | (取締役の任期)  |
| 第21条  | 第21条  |
| 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。               | 取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                                     |
| <新設>  | <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>   |
| 2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。           | <u>3. 任期満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</u> |

| 変 更 前  | 変 更 後  |
|--|--|
| <p>3. 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役)<br/>第22条<br/>当会社の代表取締役は、取締役会の決議により定める。</p> <p>(役付取締役)<br/>第23条<br/>取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、取締役最高顧問各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第25条<br/>取締役会招集の通知は、会日より3日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>4. 増員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>5. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)<br/>第22条<br/>当会社の代表取締役は、監査等委員でない取締役の中から取締役会の決議により定める。</p> <p>(役付取締役)<br/>第23条<br/>取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、取締役最高顧問各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第25条<br/>取締役会招集の通知は、会日より3日前に各取締役にに対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(業務執行の決定の委任)<br/>第27条<br/>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 変 更 前  | 変 更 後   |
|--|---|
| <p>(取締役の報酬等)<br/>第27条<br/>取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第28条～第29条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(監査役の数)<br/>第30条<br/>当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)<br/>第31条<br/>監査役は、株主総会においてこれを選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)<br/>第32条<br/>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)<br/>第33条<br/>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会規則)<br/>第34条<br/>監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めあるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。</p> | <p>(取締役の報酬等)<br/>第28条<br/>取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</p> <p>第29条～第30条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>第5章 監査等委員会<br/>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 変 更 前   | 変 更 後   |
|---|---|
| <p>(監査役会の招集通知)<br/>第35条<br/>監査役会招集の通知は、会日より3日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p>  | <p>&lt;削除&gt;</p>   |
| <p>(監査役会の決議方法)<br/>第36条<br/>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>   | <p>&lt;削除&gt;</p>   |
| <p>(監査役の報酬等)<br/>第37条<br/>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>   | <p>&lt;削除&gt;</p>   |
| <p>(監査役の責任免除)<br/>第38条<br/>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の規定する限度において免除することができる。<br/>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>&lt;削除&gt;</p>   |
| <p>&lt;新設&gt;</p>   | <p>(常勤の監査等委員)<br/>第31条<br/>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定する。</p>                              |
| <p>&lt;新設&gt;</p>   | <p>(監査等委員会規則)<br/>第32条<br/>監査等委員会に関する事項については、法令および本定款に定めあるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p> |

| 変 更 前   | 変 更 後   |
|---|---|
| <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第39条～第40条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>第7章 執行役員<br/>第41条～第43条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>第8章 計 算<br/>第44条～第47条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)<br/>第33条<br/>監査等委員会招集の通知は、会日より3日前に各監査等委員に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)<br/>第34条<br/>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第35条～第36条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>第7章 執行役員<br/>第37条～第39条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>第8章 計 算<br/>第40条～第43条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>附 則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>1. 2021年6月開催の第95回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお従前の例による。<br/>2. 2021年6月開催の第95回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> |

## 【お知らせ】

### 《代表取締役の選定》

本総会終了後に開催された取締役会の決議により、長谷川博之が代表取締役社長に再選され、就任いたしました。

### 《常勤の監査等委員である取締役の選定》

本総会終了後に開催された監査等委員会の決議により、湯浅史朗が常勤の監査等委員である取締役に選定され、就任いたしました。

---

## 【期末配当金のお支払について】

配当金の口座振込または株式数比例配分方式をご指定の方には、『配当金振込先ご確認』のご案内』及び「期末配当金計算書」を同封いたしましたので、ご確認ください。

その他の方には、「期末配当金領収証」及び「期末配当金計算書」を同封いたしましたので、払渡期間（2021年6月28日から2021年7月30日まで）内に、ゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局でお受け取りください。